

医療費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 3億3162万円
(前年度 1件 9億4847万円)

1 医療給付の概要

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により各種の医療給付が行われている。

これらの医療給付において、被保険者等に対して診療を行うなどした医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数等に単価を乗ずるなどして算定し、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬等（以下「医療費」という。）を医療給付の実施主体である保険者等に請求することとなっている。このうち、保険者等に対する医療費の請求は、診療報酬請求書等に費用の明細を明らかにして行い、これらの請求を受けた保険者等及び審査支払機関は、その請求内容について審査点検した上で保険者等が審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払うこととなっている。そして、国は保険者等が支払う医療費の一部について医療保障制度ごとに定められている割合などにより負担している。

2 検査の結果

24都道府県に所在する137医療機関及び1薬局に対して553実施主体が行った21年度から25年度までの間における医療費が、114,184件で857,306,230円過大に支払われており、これに対する国の負担額331,624,474円が不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

- ① 入院基本料 161実施主体 (71医療機関) 不当と認める国の負担額 234,802千円
療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定するなどしていた。
- ② リハビリテーション料 100実施主体 (17医療機関) 不当と認める国の負担額 29,286千円
新たな疾患を発症していないのに、レセプトの摘要欄に新たな疾患名、発症日等を繰り返し記載して、150日を超えて運動器リハビリテーション料を算定するなどしていた。
- ③ 初診料・再診料 188実施主体 (20医療機関) 不当と認める国の負担額 26,735千円
配置医師が指定障害者支援施設の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料等を算定していた。
- ④ 在宅医療料 52実施主体 (11医療機関) 不当と認める国の負担額 13,637千円
特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していた。
- ⑤ 医学管理料 138実施主体 (13医療機関) 不当と認める国の負担額 13,510千円
配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していた。
- ⑥ 入院基本料等加算 84実施主体 (3医療機関) 不当と認める国の負担額 10,544千円
患者の選定に係る特別の病室に入院していて特別の料金を徴収している患者について、療養病棟療養環境加算等を算定していた。
- ⑦ 処置料等 16実施主体 (2医療機関) 不当と認める国の負担額 1,416千円
- ⑧ 調剤報酬 64実施主体 (1薬局) 不当と認める国の負担額 1,692千円
1月の処方せんの受付回数が4,000回を超えており、かつ、特定の医療機関に係る処方せんの受付

回数割合が全体の70%を超えている場合の調剤基本料については、処方せんの受付回数1回につき24点を算定することとされているのに、40点を算定していた。

また、これらを医療機関等が所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

| 都道府県名 | 実施主体 (医療機関等数) | 過大に支払われて いた医療費の件数 (件) | 過大に支払われて いた医療費の額 (千円) | 不当と認める 国の負担額 (千円) | 摘 要 |
|-------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|---------|
| 北海道 | 82市町村等(21) | 12,088 | 100,712 | 39,626 | ①②③④⑤ |
| 栃木県 | 10市町等(3) | 183 | 10,485 | 4,088 | ① |
| 群馬県 | 18市区町等(9) | 580 | 45,502 | 19,641 | ① |
| 東京都 | 23市区等(10) | 2,444 | 134,982 | 50,660 | ①②④ |
| 神奈川県 | 24市区等(3) | 855 | 46,823 | 17,390 | ① |
| 新潟県 | 8市町等(2) | 808 | 41,569 | 15,876 | ①② |
| 福井県 | 16市町等(2) | 5,620 | 9,565 | 2,822 | ③ |
| 山梨県 | 56市区町村等(2) | 2,482 | 10,326 | 3,677 | ①⑥ |
| 岐阜県 | 6市町等(1) | 34 | 2,369 | 773 | ① |
| 静岡県 | 36市区町等(5) | 4,112 | 21,089 | 7,616 | ①③ |
| 愛知県 | 50市町等(26) | 10,782 | 147,821 | 58,751 | ①②③④⑤⑥⑦ |
| 京都府 | 27市町等(5) | 3,049 | 29,759 | 11,658 | ①②⑤ |
| 大阪府 | 68市町村等(6) | 7,404 | 61,173 | 27,770 | ①② |
| 兵庫県 | 67市町等(17) | 11,019 | 83,782 | 29,725 | ①②③④⑤⑥ |
| 鳥取県 | 29市町村等(5) | 2,652 | 14,481 | 5,311 | ①③⑦ |
| 岡山県 | 6市等(3) | 258 | 8,584 | 3,369 | ①② |
| 広島県 | 9市町等(2) | 1,265 | 4,450 | 1,676 | ④ |
| 香川県 | 13市等(1) | 1,512 | 3,463 | 1,461 | ④ |
| 福岡県 | 46市町等(7) | 5,024 | 32,339 | 12,318 | ①④⑤ |
| 熊本県 | 19市町等(1) | 1,701 | 2,340 | 751 | ③ |
| 大分県 | 12市町等(2) | 1,196 | 4,455 | 1,555 | ③⑤ |
| 宮崎県 | 3市等(3) | 427 | 28,523 | 11,061 | ① |
| 鹿児島県 | 64市区町等(1) | 38,565 | 5,617 | 1,692 | ⑧ |
| 沖縄県 | 3市町等(1) | 124 | 7,086 | 2,346 | ① |
| 計 | 553実施主体(138) | 114,184 | 857,306 | 331,624 | |

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄の①～⑧は、本文の診療報酬項目等の別に対応している。